

# 第2章

## 人権を取り巻く状況

---

① 国際的な潮流	6
② わが国における取組	6
③ 福岡県における取組	7
④ 久留米市における取組	8

## 第2章 人権を取り巻く状況

### 1 国際的な潮流

1948年(昭和23年)12月10日,最大の人権侵害である戦争の再発防止を願い,第2次世界大戦を深く反省する中から,第3回国連総会において,「差別を撤廃し,人権を確立することが恒久の平和を達成する基礎である」という観点から,「人権に関する世界宣言」(\*世界人権宣言)が採択され,すべての人民とすべての国の達成すべき目標が初めて明らかにされました。

そして,この宣言の理念を基に,「難民条約」(1952年・昭和26年),「人種差別撤廃条約」(1965年・昭和40年),「\*国際人権規約」(1966年・昭和41年),「\*女子差別撤廃条約」(1979年・昭和54年),「\*児童の権利に関する条約」(1989年・平成元年)が採択されるなど,数多くの人権関係の条約等が国連において採択されています。

さらに,1993年(平成5年)には,世界人権宣言45周年を機に,これまでの人権活動の成果を検証し,現在直面している問題,今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて「世界人権会議」が開催され,人権の国際的な普遍性や貧困を克服する権利,発展の権利が人権の不可分の部分であることが確認されました。翌1994年(平成6年)の国連総会においては,人権教育を通じて\*人権文化を世界中に築くことを目的として,1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され,具体的なプログラムとしての「行動計画」が示されました。

21世紀は,「人権の世紀」といわれています。そこには,戦争や環境破壊・汚染を繰り返した20世紀の経験を踏まえ,これまでの人権をめぐる様々な努力を一斉に開花させることにより,今世紀をすべての人の人権が尊重される平和な世紀にしたいという願望が込められており,すべての国と国民が人間の尊厳を第一に考え,人権の尊重があらゆる行動の基準となることが期待されています。

### 2 わが国における取組

世界的に人権尊重の機運が高まりを見せる中で,わが国においても,戦後,人権関係の多くの国際条約の批准や宣言の決議に加わるとともに,国民主権,恒久平和,基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で,国政の全般にわたり,人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

近年では,1995年(平成7年)に,関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し,関係施策の総合的かつ効果的な推進を図るため,内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための

国連10年推進本部」が設置され、1997年(平成9年)7月に「国内行動計画」が策定されました。

この行動計画では、わが国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、各省庁の連携協力の下、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うとともに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者等の重要な人権課題に対する積極的な取り組みを行うこととしており、地方公共団体、民間団体等様々な分野でこの行動計画の趣旨に沿った人権教育への自主的な取り組みがなされました。

また、2000年(平成12年)12月には、国や地方公共団体及び国民の人権教育・啓発に関する責務等を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行され、2002年(平成14年)3月には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。このように、わが国では、人権教育・啓発の総合的・計画的な推進体制の整備が進められています。

さらに、人権に関わる最近の法整備としては、男女共同参画社会の形成の推進を目的とした「男女共同参画社会基本法」(1999年・平成11年)、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(2000年・平成12年)、\*児童虐待の防止などに関する施策を促進することを目的とした「\*児童虐待の防止等に関する法律」(2000年・平成12年)、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(2001年・平成13年)、また2005年(平成17年)には改正介護保険法において高齢者の尊厳の保持や高齢者の権利を守る権利擁護事業が明示されたほか、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」などが制定されています。

### 3 福岡県における取組

福岡県では、様々な人権課題を解決するために、法律や国の施策に基づく取組みのほか、独自に条例や行動計画等を制定・策定し、積極的な取組みが進められています。

1993年(平成5年)「福岡県高齢化社会行動計画」、1995年(平成7年)「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」、「福岡県青少年健全育成条例」、「福岡県障害者福祉長期計画」、1997年(平成9年)「福岡県児童育成計画」、そして同年(1997年・平成9年)には、行政運営を総合的、計画的に実施するために「ふくおか新世紀計画」が策定されています。この計画では、「人権を尊重することは、個人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの基礎的条件であり、世界共通の課題であるとともに、豊かな県民生活を実現するための重要な課題である」との認識の下に、「人権に配慮した行政を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて、

県民一人ひとりの人権意識を高揚するための教育・啓発を進め、偏見や差別の解消を図る」ことが明記されています。

この「ふくおか新世紀計画」が示した人権が尊重される社会の確立に向けた取組みは、上記の「福岡県高齢化社会行動計画」をはじめとして、「福岡県障害者福祉長期計画」、「福岡県児童育成計画」などの個別計画を通して具現化するものであり、この核となるものが、1998年（平成10年）に、知事を本部長として策定された「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」でした。

そしてこの計画に基づき、計画の理念である人権という普遍的な文化を構築するために、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、学校、地域、家庭、職域などあらゆる場を通じた人権教育・啓発の取組みが進められました。

そして、「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」の最終年（2004年・平成16年）にあたり、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」の趣旨を踏まえ、県民一人ひとりが自分自身の課題として、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるよう、今後の教育・啓発を進める上での基本的方向を示す「福岡県人権教育・啓発基本指針」（2003年・平成15年3月）が策定され、鋭意その取組みが推進されています。

## 4 久留米市における取組

久留米市では、2000年（平成12年）12月に、21世紀の都市づくりの指針となる「久留米市新総合計画」を定めました。2001年度（平成13年度）から実施する、同計画の基本構想では「水と緑の人間都市」を基本理念に、目指す都市の姿として「誇りがもてる美しい都市久留米」「市民一人ひとりが輝く都市久留米」「地力と風格のある都市久留米」の3つの都市像が示されました。

そして、その1つである「市民一人ひとりが輝く都市久留米」では、『同和問題をはじめとするすべての差別や偏見の解消など、様々な人権に関わる問題の解決に取組み、市民一人ひとりがお互いを理解し、人権を尊重し合う社会の形成を図るとともに、社会のあらゆる分野・局面で性別に関わりなく、一人ひとりが能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現する環境づくりを進める』『子どもから高齢者まで、障害者も健常者も、すべての差別や偏見の壁をなくし、人権を尊重し合う社会の形成を図る』としています。

さらに本市では、1994年（平成6年）に国際連合において決議・策定された「人権教育のた

めの10年行動計画」を受け、1997年（平成9年）に策定された「国内行動計画」、1998年（平成10年）に策定された「福岡県行動計画」を踏まえ、1999年（平成11年）に「人権教育のための国連10年・久留米市行動計画」を策定しました。

この中では、同和問題、女性に関する問題、子どもに関する問題、高齢者に関する問題、障害者に関する問題、外国人に関する問題、HIV感染者等に関する問題、その他様々な人権課題の解消に取り組むとしています。

そして、具体的な取組みとして、人権教育・啓発の拠点施設として「\*人権啓発センター」や「\*男女平等推進センター」を開設し、これらのセンターを中心に教育・啓発をはじめ、研修、相談、広報事業等、各人権課題に対応した施策の推進に努めています。

また、民間主導の地域における草の根の人権啓発を推進するために、1994年（平成6年）から、人権啓発推進員制度を設け、校区人権啓発推進組織の設置、中学校区を単位とした人権啓発推進組織の立上げ等、久留米市を人権文化であふれるまちにするための「人権のまちづくり事業」に取り組んでいます。

さらに、学校教育においても、人権意識の高揚をめざす教育の充実に努めています。

しかしながら、今日においてもなお、同和問題や職場における\*セクシュアル・ハラスメントの問題、雇用における男女格差の問題、児童虐待、障害者や外国人に対する偏見など、様々な人権問題が存在するとともに、国際化や情報化、少子・高齢化などの社会の変化等に伴い人権問題も複雑・多様化してきています。

したがって今後とも、人権の尊重をめぐる国内外の動向や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨を踏まえるとともに、「久留米市新総合計画」で示されている基本理念やめざす都市の姿等も見据えながら、国や県、関係機関・団体等とも連携し、多様化する市民ニーズに対応し、あらゆる機会・場において、様々な人権が尊重される社会をめざしたこれまで以上の積極的な取組みが求められています。

また、人権啓発センターや男女平等推進センターのほか、生涯学習推進センターや教育センターにおいても、人権教育・啓発の推進並びに学校教育と社会教育の推進、さらには学校教育（教職員・子ども）と社会教育（地域・家庭）との融合という視点から、様々な人権課題の解決に取り組むことが必要です。

